

保安全管理業務講習 受講規約

日本テクノ株式会社

第1条（概要）

本規約は日本テクノ株式会社（以下、当社という）が、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示（平成十五年経済産業省告示二百四十九号）（以下、告示という）の第一条第一項第四号に規定する講習（以下、保安全管理業務講習という）を、主任技術者制度の解釈及び運用（以下、内規という）の定めに従い、保安全管理業務講習を開催するにあたり、受講を希望する方に対して講習の申し込みや実施等における諸条件等を定めるものです。

2. 本講習を修了することにより、第2種及び第3種電気主任技術者免状を取得している者は、上記告示に定められた実務に従事した期間を一律3年とすることができます。

第2条（受講者の募集）

当社は経済産業省産業保安グループ電力安全課の確認を予め受けたうえで、保安全管理業務講習の日程、科目及び開催場所に加え、本規約、申し込み方法、注意事項及びその他事項を当社ホームページに掲載します。

2. 募集の対象は第2種及び第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方とします。
3. 本講習は対面形式（対面座学＋対面実習講習）またはオンライン形式（オンライン座学＋対面実習講習）で行いますが、講習会場及びオンラインシステムの都合により受講可能な人数等の制限を設けさせて頂くことがあります。

第3条（受講の申し込み・承諾）

受講希望者は本規約、当社プライバシーポリシー及びSpeedLMS利用規約（オンライン形式の場合のみ）に同意のうえ、当社ホームページの申し込み書式に必要事項を入力し、電気主任技術者免状の写しを添付したうえで、受付期限までに申し込みを行ってください。

2. 当社は、受講希望者が以下の条件を満たしていることを条件に当該受講の申し込みを承諾します。なお、受講希望者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合は、当該お申し込みがなかったものとして取り扱います。

また、当社は当該承諾の通知に代えて、本規約第4条2項による受講料の請求のメールを送信するものとします。

- （1）第2種及び第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- （2）本規約、当社プライバシーポリシー、SpeedLMS利用規約（オンライン受講の場合のみ）に同意の上、当社所定の申込手続きをしたこと。
- （3）申込者が未成年者である場合、親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。
- （4）本規約第14条（反社会的勢力の排除）に該当しないこと。

3. 当社は受講を申し込んだ方について、その所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱います。ただし、定員に達した場合はお断りをさせて頂くことがあります。

第4条（受講料）

当社は次に定める受講料に消費税を加算した額を申し受けます。

※ 第2種電気主任技術者免状保有者は「電気基礎」の科目が免除されます。

(1) 第2種電気主任技術者免状を有している方・・・・・・ 86,400円(税別)

(2) 第3種電気主任技術者免状を有している方・・・・・・ 100,000円(税別)

2. 受講申し込み受付後、申し込み時に頂いたメールアドレス宛に受講料をご請求させていただきます。支払期日までに指定口座へご入金頂くことで、申し込み時に頂いたメールアドレス宛に受講票を発行致します。なお、受講料の支払期日は、当社が発行する請求書によるものとし、振込手数料は受講者の負担とします。
3. 支払期日までに受講料の入金が確認できない場合は、お申し込みがなかったものとして取り扱います。

第5条(受講テキスト)

本講習では以下の市販テキスト等を用いて講習を行います。

オンライン形式で受講する場合は、事前に①～④を購入してください。

- | | | |
|-----------------------|-----------------|------------|
| ① 高圧・特別高圧電気取扱特別教育テキスト | 第5版(日本電気協会) | 1,500円(税別) |
| ② 自家用電気工作物保安管理規程 | 2023年度版(日本電気協会) | 5,200円(税別) |
| ③ 高圧受電設備等設計・施工要領 | 改訂3版(オーム社) | 3,300円(税別) |
| ④ 大写解 高圧受電設備 | (オーム社) | 2,600円(税別) |
| ⑤ その他配布する教材資料 | | |

※ 上記テキストの金額は2025年9月現在の金額です。

2. 上記テキストは対面形式での座学の場合においては、⑤を除き当社から貸与致しますが、貸与品のためテキストへの書き込み等は固くお断りさせていただきますので、自由にテキストを使用したい方はご自身のテキストを準備、持参のうえ受講してください。なお、上記の書き込み等が行われた場合にはテキスト代金を弁償して頂くことがあります。

第6条(本人確認)

対面形式での座学、実習講習の受講に際しては受講日ごとと保安管理業務講習の開始前に、受講票及び氏名、住所、生年月日等の記載がある顔写真付きの公的な書類を提示頂くことによる本人確認を行います。なお、本人確認のための顔写真付き公的書類の例は次の各号のとおりとします。

- ① マイナンバーカード
 - ② 運転免許証
 - ③ 電気工事士免状 等
2. 顔写真付き公的書類をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し保安管理業務講習の開催期間中または講習最終日より7営業日以内に送付してください。上記期間内に本人確認ができない場合は、保安管理業務講習を修了することができません。
3. 受講票は、第3条及び第4条に基づき申し込みを行った受講者本人のみに帰属するものであり、受講者は受講票及び本規約に基づく地位を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。
4. オンライン形式の座学講習については、受講する端末にて顔写真を撮影し、各チャプターの受講開始時に撮影した顔写真と自動照合することをもって、本人確認をさせていただきます。顔認証が一致しない場合は受講を開始することができません。

第7条（保安全管理業務講習 講師の選定）

当社は保安全管理業務講習に携わる講師を、電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が、告示第一条第一項第一号から第四号のいずれかに該当するものを選任致します。

第8条（受講に当たっての注意事項）

保安全管理業務講習を修了するためには、保安全管理業務講習を受講し（講義終了後の理解度を確認する試験に合格することを要しない）、かつ本規約第6条に従い顔写真付き公的書類の提示を行う必要があります。

2. 科目ごとに10分以上の遅刻又は早退があった場合は、その科目は欠席として未受講の扱いとします。
3. 受講場所である当社施設の使用に際しては、保安全管理業務講習に関係ない場所への立ち入り、資料等の取得は固く禁じます。ご協力頂けない場合は当社施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講となる場合があります。
4. 受講場所である当社施設内では、当社の指示に従った行動をお願いします。
5. 講義中の携帯端末類の使用や過度な居眠り、講義の進行の妨げとなる行為、過度な私語等他の受講者の迷惑となる行為及び当社講師により受講していないと判断される行動は、注意の上改善にご協力頂けない場合は当社施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講となる場合があります。
6. 講義中の携帯端末類はマナーモードとしてください。またアルコール類を除く飲み物以外の飲食はお控えください。
7. 本規約第6条に基づく本人確認の顔写真撮を除き、当社施設内でのいかなる媒体を用いての撮影、録画、録音は固く禁じます。ご協力頂けない場合は当社施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講となる場合があります。
8. 保安全管理業務講習に用いる教材（配布する教材資料）は、著作権その他知的財産権は当社に帰属します。受講者本人の保安全管理業務講習の目的外での使用又は複製は禁止します。
9. オンラインでの受講の場合において、SpeedLMS 利用規約第13条各号の禁止事項を行った場合や第18条1項各号の解除条件に該当した場合等の規約違反があった場合は、オンラインシステムの利用制限や登録の削除をされる場合があります。
10. 受講者が本条1項から9項その他本規約に違反をした場合は、当社は当該受講者に対して、催告をしたうえで保安全管理業務講習を中止すること及び当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。
11. 保安全管理業務講習に起因する受講者の損害は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

第9条（保安全管理業務講習の中止又はキャンセル）

当社は次の各号による場合は、保安全管理業務講習を中止又はお断りをする場合があります。なお、この場合すでに入金された受講料については、振込手数料を除いた全額を返金します。

- ① 大規模災害や防疫上の理由により、緊急事態宣言等が発令された場合
 - ② その他の理由により保安全管理業務講習の開催が著しく困難であると当社が判断した場合
2. お申し込み内容に不備又は不正があり、当社が提示した期日内に修正されなかった場合は、お申し込みがなかったものとして取り扱います。
 3. 次の各号の事由により受講又は修了できなかった場合は、受講料の返金はいりません。

- ① 本規約第 6 条による本人確認ができなかった場合
 - ② 科目の全部又は一部を欠席した場合
 - ③ 本規約第 8 条による退出、オンラインシステムの利用制限、登録の削除、本規約の違反、受講者本人の不備又は不正その他の受講者の責めに帰すべき事由により受講できなかった場合
4. 受講者よりキャンセルのお申し出があった場合の対応は次の各号によります。
- ① 入金前の場合は受講料の請求を取り下げます。
 - ② 入金後、保安全管理業務講習開始日より 7 営業日前までにキャンセルのお申し出があった場合は、振込手数料を除いた全額を返金します。それ以降のキャンセルについては受講料の返金はいりません。
 - ③ 保安全管理業務講習の中止又はキャンセルのお申し出により受講者が被った損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第 10 条（修了証の発行・交付・再発行）

当社は、受講者が最終科目を終了した際に修了証を交付します。最終科目が対面形式での座学または実習講習の場合は、当社より受講者へ直接修了証を交付します。最終科目がオンライン形式での座学の場合は、当社から受講者へ修了証の交付方法について別途連絡いたします。

2. 当社は受講修了者から申請があった場合には、次の各号により修了証の再発行を行うものとします。
- （1）再発行が可能な期限は、保安全管理業務講習修了最終日から起算して 5 年とします。
 - （2）再発行は、修了証を紛失又は記載内容の確認が難しいほど損壊した場合に限り行うものとします。
 - （3）再発行には、事務手数料として修了証 1 通につき、3,000 円に消費税を加算した額を申し受けます。また事務手数料の振り込みに関する手数料は受講者の負担とします。
 - （4）再発行により以前の修了証は失効します。失効した修了証は遅滞なく当社へ返送していただきます。なお返送に係る送料は、受講者の負担とします。

第 11 条（受講記録の保管）

当社は保安全管理業務講習に係る記録を、修了最終日から起算して 5 年間保管にすることとします。

第 12 条（受講結果の報告）

当社は内規の定めに従い、経済産業省産業保安グループ電力安全課へ受講者の氏名、生年月日、現住所、電気主任技術者免状の種類と番号、保安全管理業務講習の実施機関、受講科目の受講形式、修了日を報告し、受講者はこれに同意するものとします。

第 13 条（個人情報の取り扱い）

当社は保安全管理業務講習に係る個人情報を、保安全管理業務講習（オンラインシステムの提供業者への必要な開示を含む。）及び経済産業省産業保安グループ電力安全課への報告に使用します。詳細は、当社プライバシーポリシーによるものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

受講希望者は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者をいう。以下に同じ）に該当しないこと及び反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明し、確約するものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- ③ 自己もしくは第三者の不利の利益を図り、又は第三者に損害を与える等反社会的勢力を利用していると認められる関係
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与が認められる関係
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

2. 受講希望者は自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかの行為を行わないことを表明し、確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引等に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準じる行為

3. 受講希望者は将来にわたり前 2 項に該当しないことを表明し、確約するものとします。

4. 受講希望者が、前 2 項に違反した場合は、当社は何らかの催告を要さず即時に当該受講希望者の保安全管理業務講習の実施を中止できるものとします。

5. 前項で保安全管理業務講習が中止された場合、受講希望者は当社に対し、当社の被った全ての損害（弁護士費用を含む）を賠償するものとします。

6. 本条により保安全管理業務講習が中止された場合、受講希望者は中止により生じる損害について、当社に対し一切の請求をすることができないものとします。

第 15 条（本規約の変更）

本規約は民法第五百四十八条の四の規定に基づき変更される場合があります。その場合、当社ホームページに掲載する方法等、当社が適切と認める方法により変更の日及び内容をお知らせするものとします。

第 16 条（協議）

本規約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、当社と受講者の間で誠意をもってこれを協議し、決定するものとします。

附則

2023 年 12 月 21 日 制定・適用

2024 年 7 月 1 日 改定・適用

2025 年 9 月 1 日 改定・適用

改定履歴

2024 年 7 月 高圧・特別高圧電気取扱特別教育テキスト 第 3 版（日本電気協会）→ 第 5 版（日本電気協会）

2025 年 9 月 オンライン形式での受講について追加